



# 秋の全国火災予防運動

平成30年度全国統一防火標語

**忘れてない？ サイフにスマホに火の確認**

～11月9日(金)から11月15日(木)まで～



問 富士見消防署 ☎61-0119

## ● 火災予防運動期間中の確認事項

- 住宅火災の死亡原因のトップはタバコによるものです。灰皿をいつもきれいに保ち、外出する際は吸い殻を水に浸し、熱が無いことを確認しましょう。
- ストーブの給油時には、必ず電源を消しましょう。
- 電気コードの上に重い物を置かないようにしましょう。また、コンセントの上に埃が被らないように普段からこまめに掃除を行いましょう。
- 放火を防ぐため、家の周辺に段ボールや新聞紙などの燃えやすい物を置かないようにしましょう。また、ごみの日に必ず捨てたり、屋外の倉庫に入れりするなどの対策も行いましょう。

## ● 住宅防火 いのちをまもる 7つのポイント —3つの習慣・4つの対策—

### 3つの習慣

1. 寝タバコは、絶対にやめる。
2. ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3. ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

1. 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。
2. 寝具、衣類及びカーテンからの出火を防ぐために、防災品を使用する。
3. 火が小さいうちに消火できるよう、住宅用消火器等を設置する。
4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## 150㎡未満の飲食店で消火器の設置が義務付けられています

問 富士見消防署 ☎61-0119

2016年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災をきっかけに、床面積150㎡未満の飲食店のなかで、厨房設備や給湯器など火気を使用する設備がある店舗について、2019年9月末までに消火器の設置が義務付けられる法令改正がありました。

また、消火器の点検及び消防署へ点検結果の報告義務も発生します。現在、富士見消防署では、町内すべての対象建物に消火器を設置するよう、指導及び広報活動を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

